

# 消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2024.3 No.216

レポート	1
シンポジウム「消費者的事業者の脆弱性と法的支援の方策」／壺感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による被害に関する3つの意見書について／	
案内	4

## レポート

### シンポジウム 「消費者的事業者の脆弱性と法的支援の方策」

#### 1 概要

2024年1月31日、日弁連主催による標記のシンポジウムがオンラインで開催されました。

現行法の消費者-事業者二分法では、提携リース、不動産サブリース、フランチャイズ、求人広告商法等で被害を受けている、消費者的事業者について、消費者法の適用がありません。しかし、その取引上の脆弱性に注目すると、適用範囲の限定は必ずしも合理的ではありません。そこで、消費者的事業者の被害実態と救済の必要性を改めて確認した上で、望ましい法的支援の方策につき議論するべく、本シンポジウムが企画されました。当日は、130名ほどの参加がありました。

#### 2 報告

はじめに、弁護団での取組経験に基づく被害実態報告がなされました。三浦直樹会員（大阪）は、不動産サブリースにつき、一括借上げについての虚偽説明により、家賃改定条項や中途解約条項といった説明と矛盾する契約条項が用いられること等、サブリース業者がB（大きな事業者）とすれば家主はb（小さな事業者）であるという比喻も交えて問題を指摘しました。牧野一樹会員（愛知県）からは提携リースにつき、電話、ホームページ制作等、様々な商品が対象とされ、いずれも訪問販売の手法で虚偽説明を伴う勧誘がなされることが報告されました。中野和子会員（第二東京）からは、フランチャイズにつき、

事業経験のない者が自己の労務提供を前提に、フランチャイザーとの大きな経済的力の格差のもとで、不十分な説明を信じて、不当に不利な契約条項を含む約款に同意させられる実態が報告されました。

次に、筆者から新しい消費者概念PTにおける議論の中間的取りまとめとして、事業者間取引において脆弱性を有する契約当事者への法的支援を求め考え方を報告しました。事業者間取引において、定型的に取引上の脆弱性が生じやすい場合として、主たる事業として営む業務範囲には属さない契約、不招請勧誘により締結された契約、新規開業予定者による契約、小規模零細事業者による契約という4つを指摘しました。

さらに、この問題に造詣の深い大澤彩氏（法政大学法学部教授）から講義がありました。大澤氏は、消費者契約法上の消費者概念を拡張することで、法の適用範囲を不明確にし、事業者の予測可能性を奪う懸念があること、特定商取引法の「営業のために」の要件は裁判実務上若干柔軟に解釈されているが、それは事業目的・私的目的の混合事案等限定的であることを指摘しました。そして、民法の信義則・公序良俗といった一般条項や定型約款規制による保護を試みた上で、更に法改正をすれば、主たる事業の反復継続の場合に事業者性を限定することや、消費者-事業者二分法制に限界があることから取引態様に着目した規律を設けるこ

とが考えられるとの見解を示しました。

#### 3 パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、牧野会員がコーディネーターとなり、大澤教授、磯辺浩一氏（消費者スマイル基金事務局長）及び高良祐之会員（沖縄）にパネリストとして御登壇いただきました。

磯辺氏は、以前の勤務先である消費者機構日本において、芸能人養成学校の退学時に既納付の入学時諸費用を返還しないという契約条項の差止請求訴訟を提起した事案があり、受講者が入学前に別会社との間でマネジメント契約を結ばされていたことから消費者性が争われた事案等を紹介した上で、反証のない限り個人はすべて原則的に消費者に当たるものとするなど、消費者契約法上の消費者概念の拡張を提案しました。

高良会員は、無料求人広告事案の救済に尽力してきた経験を紹介し、合意管轄条項や消費生活センターでの救済が得られないことが障害となって泣き寝入りを強いられていることなどを指摘し、詐欺の立証による個別的な救済を超えて、小規模零細事業者への端的な消費者保護法の適用が考えられないのかとの見解を示しました。

実りの多いシンポジウムであり、この成果を糧に更に議論を深めていきたいと考えます。

新しい消費者概念プロジェクトチーム  
幹事 鈴木耐久（兵庫県）

# 靈感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による被害に関する3つの意見書について

## 1 はじめに

靈感商法等による被害は50年近く前から社会問題となっていました。そのため、日弁連では1987年7月に「靈感商法被害実態とその対策について」、翌1988年3月に「靈感商法被害実態とその対策について(その二)」と題する意見書を公表し、さらに1999年3月26日には「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」を取りまとめるなどしました。その後も同様の被害がなくなったわけではありませんでしたが、社会的関心は必ずしも高くなく、遺憾ながらその被害は潜在化していたものと言わざるを得ません。

しかしながら、2022年7月に元首相銃撃事件が発生したことを契機に、靈感商法等の悪質商法及びその他反社会的な宗教問題による被害(以下「靈感商法等の悪質商法等」といいます。)に大きな社会的関心が集まるとともに、その論点が多岐にわたり、被害が広範かつ深刻であることが改めて顕在化しました。

日弁連で行ったフリーダイヤルによる無料法律相談数は約1,500件にも上り、そこからは、本人又は親族が長期かつ継続的に高額な献金等を行ってきたという訴えが多いこと、今なお献金等をした本人が被害を認識せず親族として困っている事案も少なくないことなど、深刻な被害実態が改めて浮き彫りとなりました。

これら被害の背景には、団体が、その活動に参加する人の精神又は身体において強度の依存状態を作り出し、維持し、利用することを目的又は効果とする活動を行うことによって引き起される不当な金銭要求等の経済的取奪、虐待や暴行(性的暴行を含む)又は医療放棄の強要等による身体生命への加害、家族関係の破壊や子どもの虐待、健全な養育の阻害などの人権侵害を引き起こしているという、いわゆる「カルト問題」が存在するといえます。

日弁連は、こうした深刻な問題に対し

て、改めて以下の3つの意見書を公表し、主に国に対して、抜本的かつ実効的な解決を図るために必要とされる措置を求めました。

## 2 カルト問題に対して継続的に取り組む組織等を創設することを求める提言(2023年11月15日)

国は、2022年12月、靈感商法等の被害を念頭に置いた「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(不当寄附勧誘防止法)」の制定及び消費者契約法の改正を行い、これまで勧誘に関して特段の取決めがなかった寄附及び寄附を集める団体について一定の規制を設けました。しかし、多様かつ深刻なカルト問題によって生じる被害(「カルト被害」)に実効的に対応するには不十分な立法措置と言わざるを得ず、そもそも対症療法的な立法措置によってカルト被害に対処できるものではありません。靈感商法等の悪質商法等のみならず、その背景にあるカルト問題を含めて抜本的な対策をとる必要があります。そのためには、国の関係省庁が横断的な取組を継続的にを行い、一体となって被害者に寄り添った施策を実施できる体制を構築すべきです。

そこで、日弁連は、標記意見書を公表し、国に対して、①国が関与する各種相談等によって集積された情報に基づく被害救済及び防止に向けた分析、②法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行状況等の検討及び必要な措置の立案及び実施、③カルト被害に対する注意喚起及び予防のための広報、④被害者への支援体制の整備、⑤カルト被害を生じさせた団体からの離脱者へのケア及び支援体制の整備、⑥カルト問題に取り組む民間団体との協業及び民間団体への財政支援といった取組を求めるとともに、こうした広範かつ多岐にわたる取組を行うために適切な主管省庁の下に、被害の救済及び防止を目的とした省庁横断的な常設対応組織等を創設することを提言しました。

なお、提言は、憲法上保障された表現の自由、結社の自由、信教の自由をはじめとする精神的自由権が侵害されることが無きよう、団体の思想・理念・教義に着目するのではなく、あくまで団体の行為と生じている被害に着目し、団体による違法行為・犯罪行為に加え経済的取奪から家族被害等全般を含む人権侵害行為に対する被害救済及び防止のために継続的に取り組む組織等の創設を求めるものです。

## 3 灵感商法等の悪質商法により個人の意思決定の自由が阻害される被害に関する実効的な救済及び予防のための立法措置を求める意見書(2023年12月14日)

灵感商法等の悪質商法等による被害の主な特徴の一つに、団体への寄附における個々の出捐行為の部分だけに着目すると、あたかも自分の意思で行っているかのようにみえるという点が挙げられます。しかし、被害の実態を分析すると、こうした行為は、個人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法により個人の思想良心や信教の自由が侵害されて、一連の継続的な寄附等に誘導される場合が少なくないことが指摘できます。しかし、現行の法制度ではこうした被害の特徴に即応できるだけの内容にはなっていません。

そこで、日弁連は、標記意見書で、国に対し、まずは施行後2年を目途に見直しが予定されている不当寄附勧誘防止法及びこれに関する消費者契約法の更なる改正を求めました。具体的には、人の価値判断の基準そのものを不当に変容させる勧誘手法のうち、特に特徴的な手法に着目し、①正体や目的を隠した勧誘の禁止、②助言の機会を奪うことの禁止、③寄附の勧誘を受ける個人が合理的に判断することができない事情があることを利用するなど、の不当勧誘の禁止(「つけ込み型不当勧誘」の禁止)を設ける旨の改正を求めています。

まず、①について、この種の被害で



は、寄附の勧誘目的であること、又はそれに先立つ宗教等の勧誘であることなどに関する情報が隠匿され、ときには積極的に虚偽の情報が提供されるなどした状況下において、知らず知らずのうちに強度の依存状態を作り出す前提となる人間関係が構築され、極めて個人的な情報を無防備に相手に渡すよう誘導される一方で、団体側から与えられる情報を受け容れてしまう環境が形成されます。そのような状態になった後で正体や勧誘目的が明かされても、植え込まれた情報と出来上がった環境によって、適切な判断をすることはほぼ不可能となります。こうしたきっかけを遮断するために、正体や目的を隠した勧誘の禁止を求めるものです。また、②については、自由な意思決定を確保するためには、第三者からの多様で客観的な意見を聴取する機会が奪われてはならないとの点から、助言の機会を奪うことの禁止を求めるものです。

そして、③については、人は、弱み、不安、恐怖、心配事、願望など脆弱な点につけ込まれると、必ずしも知識、経験、判断力に不足がない者であっても合理的な判断ができない状態となり得ます。こうした状況が不当に利用され、心理的依存関係や共依存関係等が形成されて、これらの関係性が作用することで、物品購入や寄附をさせられたり、教祖や教義に従うよう誘導され、その状態が維持されることで、継続的な寄附をするようになってしまう可能性もあります。日弁連では、これまでも消費者契約法の改正を求める意見書等で「つけ込み型勧誘」に関する規制を再三求めてきましたが、③は、こうした意見も踏まえ重ねて改正を求めているものです。

#### 4 宗教等二世の被害の防止と支援の在り方に関する意見書 (2023年12月14日)

2022年7月に発生した元首相の銃撃事件以降、保護者の宗教的活動が原因となって家計のひっ迫を招き、子どもに対して十分な監護・教育がなされなかったり、子どもが保護者の信仰に基づく特異な思考・行動様式を強いられた

りするなど、その成長や発達に重大な影響を受ける実態があることが明らかになっています。また、人格形成期にこうした環境下に置かれた者は、成人した後も、植え付けられた宗教上の教義から離脱できず、長年にわたり精神的に不安定な状態となることを余儀なくされ、生活上の困難を抱え続けることが明らかになってきているところです。

そこで、日弁連は、標記意見書を通じて、国と地方公共団体に対し、以下の施策を行うよう求めています。

すなわち、国に対しては、上述のような問題が宗教等二世に対する重大な権利侵害であることへの認識を求めるとともに、①宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する令和4年12月27日付厚労省通知の周知徹底や子どもの意思を尊重した対応を行うために子どもの意見表明を支援すること、②学校や教育委員会が的確に対応できるよう、宗教等二世問題への対応マニュアルを策定するとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーなどの配置を充実させ、宗教等に悩む子どもの把握・支援を行えるようにすること、加えて、子どもの学習権を保障するため、学費等の支援制度を整備しつつ教育の無償化を拡大すること、③立法提言として、1) 宗教法人法に、宗教法人に対し、宗教活動において子の信仰の自由その他の子どもの権利を擁護し、子の成長発達に配慮することを義務付ける規定を設けること、2) 児童虐待防止法に児童の福祉に影響を及ぼす立場にある者、団体について児童の権利擁護の努力義務を規定するとともに、児童福祉法において重大な児童に対する権利侵害行為について罰則を設けること、3) 児童虐待防止法の児童虐待の定義規定に経済的虐待を加えること、4) 未成年者が不当寄付勧誘防止法第10条1項各号に掲げられた権利行使しようとする際に弁護士費用の支援制度を設けるとともに、一定の場合には国又は地方自治体が扶養義務者に代わって扶養義務を履行した上で、扶養義務者

に求償する制度といった未成年者がより使いやすい扶養料請求の実現方法を検討することを求めています。さらに、④宗教等二世の子どもが安心して相談できる体制の整備、⑤子ども時代のみならず成人後も長期にわたって心理面・生活面等で困難を抱え続けることに配慮して、教育、福祉、医療等の多機関が連携した伴走型の支援体制を構築すること、⑥実情を正確に把握するための実態調査や過去事例の検証とともに、保護者、子ども、社会全体に向けた啓発の実施、⑦支援において民間団体が重要な役割を果たすことから、民間団体に対して適切な情報提供や経済的支援等の援助を行うこと、を求めています。

自治体に対しては、国が行う立法等や各自治体の独自施策に基づき、問題の現れ方が地域によって様々であることに留意して、困難を抱える全ての宗教等二世に支援が届くよう、支援が必要な宗教等二世の把握に努め、民間団体とも連携しながら、宗教等二世への相談、支援を確実に行うことを求めています。

#### 5 最後に

以上のとおり、霊感商法等の悪質商法等及びその背景にあるカルト問題は、多様かつ多岐にわたるだけでなく、本人にとどまらずその家族ら関係者の人生にも長期間にわたって影響を及ぼすなど広範な被害を生じさせます。また、その被害の本質は、私人間によるものとはいえ、憲法上保障された個人の人權侵害を背景とした深刻かつ複雑なものであり、表面的に表れている事象に着目するだけでは解決することが困難な問題です。

こうした問題の解決は決して容易なことではありませんが、国や地方公共団体は必要な体制を構築の上、各関係機関と適切に連携しつつ、実効性ある被害救済に資する法改正を行うなどの対応が求められるところです。

霊感商法ワーキング・グループ

委員 釜井英法 (東京)

## 催事 第90回 先物取引被害全国研究会・岡山大会

2024年4月12日(金)午前10時30分～午後6時(予定)  
4月13日(土)午前9時～午前11時50分(予定)  
開催場所 生活協同組合岡山コープ オルガホール(岡山県岡山市北区奉還町1丁目7-7)  
開催方法 現地とZOOMウェビナーによるハイブリッド方式  
先物取引被害全国研究会  
現地参加 8000円(予定){懇親会込1万6500円}  
ウェブ参加 6000円(予定)  
事務局長弁護士 安田孝弘 電話079-222-0522  
FAX079-223-1167

五反章裕氏によるブラッシュアップセミナー、指導助言義務に関する才口千晴元最高裁判所判事へのWebインタビュー及びこれに引き続く桜井健夫氏の基調講演など、様々なプログラムを準備させていただきました。その他、実務に役立つ研究発表や、判決・和解報告などを予定

しております。なお、金融商品取引業者、商品先物業者等の代理人をされている方等については、参加をお断わりする場合がございますので、御了承ください。

## 案内 消費者メーリングリスト(CAM)のご案内

CAMは消費者問題に関する情報交換を行っているメーリングリストです。詳細については、日弁連会員専用サイト>事件処理>民事・家事>消費者問題関係>消費者問題メーリングリスト(CAM)のページを御覧ください。

### 《登録方法》

shohisha@nichibenren.or.jp宛てにメールで申し込んでください。その際、件名を「CAM登録希望」とし、メール本文に氏名・会員登録番号・所属弁護士会・登録するメールアドレスの御記入をお願いします。Google社によるGmailのスパムメール対策強化に伴い、当メーリングリストの配信が今後不達となることを避けるため、Gmail以外のアドレスをご登録ください。

### 《ご利用について》

加入後の投稿先アドレスはcam@nichibenren.jpです。

投稿の要領等については、上記CAMのページに掲載されている運営要領とマナー集を御確認ください。登録資格に特に制限はありませんので、個別事件の関係者(相手方事業者の代理人等)が登録されている可能性も念頭において御利用ください。

なお、本メーリングリストの配信は投稿送信後の順次配信ではなく、毎日2回(午前6時及び午後10時)にまとめて配信されますので、御留意ください。

### 《アドレス変更、退会の手続》

アドレス変更や退会申出は、メーリングリスト上ではなく、shohisha@nichibenren.or.jpにお送りください。

消費者問題対策委員会ニュース・出版部会

## 編集後記

2月22日から旧統一教会に対する解散命令の審問手続が開始されましたが、最終的な結論が示されるまでには相当な時間がかかるものと思われます。本号のレポートでは靈感商法等に関する3件の会長声明を取り上げましたが、靈感商法等の被害者に対する被害回復は勿論として、旧統一教会に限らず宗教を信仰している数多くの民衆を蔑むような事態にならないようにしていただきたいと思えます。

ところで、前号の編集後記でも触れておりますが、当部会の飯田修会員が逝去されたことから、当部会員から飯田会員を偲んで追悼文を作成しました。私は、各部会員の追悼文から飯田先生は多くの人から愛されていた方ということを改めて感じました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

・飯田修さんとは、本ニュース出版部会の委員・幹事として、かれこれ20年以上、ご一緒させてもらいました。証券取引の経験が豊富で、私が受任した証券取引案件に応援として入ってもらったことがあり、闘志あふれる訴訟活動を間近で見せてもらったこ

とを思い出します。

(末吉宜子)

・飯田先生とは当部会での活動はもとより、アンサンブル・フォウ・ユウという法曹オーケストラでの演奏や室内楽もご一緒しました。いつも楽しそうにチェロをお弾きになっていたことが思い出されます。多才で穏和な飯田先生を突然失ったことに部会員の一人として喪失感を覚えております。心よりご冥福をお祈り致します。

(洞澤美佳)

・飯田修先生とは2006年から当部会で共に活動してきました。投資分野に精通しておられ、いつも鋭いご意見をいただいております。温和で才能豊かな先生が亡くなられたとは今でも信じられない思いです。

(岡田崇)

・飯田先生とは、私がこの部会に入った2020年からのご縁になります。リモートでの会議が中心だったため、対面でお話する機会はわずかでしたが、先生の経験に基づくご意見やご指摘はとても勉強になりました。

(中村健太)

・飯田先生とは、2012年から当部会でご一緒させて

いただきました。記事や原稿の精査に際しては鋭い視点でご指摘される一方、休憩時などは朗らかにお話され、場の空気を和ませていただきました。大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。

(野島佳枝)

・飯田先生とは当部会の活動以外に投資被害事件をご一緒させて頂いたことがあります。難しい事案でしたが、飯田先生は理論的に分析・整理され、また、相手方には毅然とした態度で臨まれていたことが印象的でした。事件を通じて様々な学びを頂きました。

(品谷圭祐)

・飯田先生は私がニュース出版部会に入る遥か前から部会で活動しておられる大先輩でした。豊富な事件情報をお持ちで記事選定においては大変お世話になりました。穏やかで精力的に取り組まれるお人柄が心に残っています。

(村上純也)

渡部鎮行(三重)